

刑弁でGO!

第60回

研修報告

東京三合同研修「取調べ録画時代の弁護活動～録画に負けない弁護活動、録画を生かす弁護活動～」を受講して

刑事弁護委員会研修員 永里 桂太郎 (66期)

1 序

取調べの可視化が一部実現するのに伴い、刑事弁護に携わる我々も可視化に対応した弁護活動を行わなくてはならない。

以下は、平成27年1月15日に実施された、前田裕司当会会員、古田茂第二東京弁護士会会員による「取調べ録画時代の弁護活動～録画に負けない弁護活動、録画を生かす弁護活動～」に関する研修の概要と、受講後の感想である。

2 講義概要

本研修は、可視化と取調べ録画をめぐる現状報告の第1部と、モデルケースを題材に可視化の下でのあるべき弁護活動を検討する第2部という2部構成で行われた。

(1) 第1部「可視化と取調べ録画をめぐる現状」の概要

第1部では、まず、検察庁及び警察での録音・録画の試行状況、法制審議会での議論経過及びその結果が紹介された。そこでは、裁判員裁判対象事件、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の事件、精神障がいにより責任能力が疑われる被疑者の事件、検察庁独自捜査事件のほぼ全件が、少なくとも検察庁取調べにおいては録音・録画されるようになっていく現状が報告された。

次に、捜査段階での取調べDVDが公判において証拠として採用された全国の例が紹介された。その中には、DVDが自白の任意性・信用性立証のために採用された例と実質証拠として採用された例とが紹介された。ただし、取調べDVDが実質証拠として採用された例は、公判で被告人の記憶が減退し、事実に関する供述ができなかったという特殊事情下での例であり、裁判所も実質証拠としての採用には慎重な姿勢がうか

がわれることに注意が必要とのことである。

(2) 第2部「否認事件での取調べ録画への対処」の概要

第2部では、実際の否認事件を元にしたモデルケースを元に、模擬接見、模擬取調べのDVDを見ながら、可視化の下でのあるべき弁護活動に関する講義が行われた。

まず、捜査段階では、署名押印拒否戦術が無効となるため、黙秘が原則となり、黙秘を解除する必要があるかどうかを検討することが重要とのことである。

また、すでに不利益な調書が作成されてしまった場合には、その挽回のため、取調べ時にこちらの主張を積極的に話し、それを録画させるという手法が採りうることが紹介された。ただし、この手法を採るときには、被疑者に供述させる部分を明確にし、被疑者と取調べのシミュレーションを繰り返してから実行することが重要とのことである。

さらに、公判の段階では、取調べDVDを精査し、不利益供述に至った心理状況、経緯を浮き彫りにすることが必要であること、DVDを効率よく検討するには被疑者ノートを参考に重要な取調べを探ることやDVDを全部反訳した上で検討することが有益であるとの示唆もあった。

3 感想

モデルケースに沿いながらあるべき弁護活動を検討する内容で非常に有益な研修だった。可視化に伴い、黙秘が容易になる、自白の任意性の検証が可能になるというメリットがある一方、被疑者の不合理な供述や不合理な弁解がそのまま記録されること、供述態度がそのまま事実認定者に伝わる等注意すべき点が多いことも学んだ。今回の研修で学んだことを今後実践していきたいと思う。

録音・録画が実施された事件における弁護活動

刑事弁護委員会研修員 牧田 史 (66期)

1 はじめに

弁護士1年目で自分が担当した事件のうち、録音・録画が実施された事件は2件でした。1件目は、知的障がい疑われる被疑者で、可視化申入れの結果かどうかはわかりませんが、検事調べで録音・録画が実施されました。

そして、2件目が、今回ご紹介させていただく事件です。被疑事実は殺人。警察官の取調べ・検察官の取調べのほぼ全ての過程が録音・録画された事件でした。

2 弁護方針

裁判員裁判対象事件で、かつ、否認事件だったので、取調べへの対応は、黙秘でした。

初回接見の時から、被疑者の精神状態は不安定だったので、当初は、もう1人の国選弁護人と、毎日交代で接見に行っていました。しかし、1日1回の接見では、被疑者の不安が解消出来ないほど、連日の取調べによる負担が大きくなったため、最終的には、2人の弁護人が毎日接見をする体制（1日に合計2回接見する体制）に変えました。私は、否認事件を担当したこと自体が初めてだったので、否認事件における黙秘がどれだけ被疑者にとって大変なことなのかを、初めて目の当たりにしました。

3 可視化されている中での取調べ

この事件は、録音・録画が違法・不当な取調べの抑止に繋がることを実感させる事件でもありました。被疑者は、本件逮捕の前に、関連する別件で逮捕され、同じ捜査官から取調べを受けた経験がありました。その事件の罪名は裁判員裁判の対象ではなく、録音・録画は実施されていませんでした。そのときの取調べでは、怒鳴られることも多々ある等、威迫的なものだったそうです。それが、録音・録画された本件では、

被疑者いわく、「同じ人とは思えない」くらい、態度が軟化したそうです。

また、本件は、録音・録画されている中で、捜査官がどうやって自白を取ろうとするのか学ぶ機会にもなりました。黙秘を貫く被疑者に対して、「黙っていたら、被害者が可哀想じゃないか」と被疑者を責めたり、家族や友人の名前を挙げて、「彼らのためにも、話せることは話した方が良い」などと述べて、自白を迫るようなことが行われました。あからさまに違法な取調べが出来ない中で、捜査機関の側でも、どうやって自白を取るのか、試行錯誤しているのだと感じました。

4 被疑者の側から見た録音・録画の意味

録音だけでなく、録画もされているということは、被疑者にとって強いプレッシャーになるのだということも学びました。本件の被疑者は、捜査官の質問に少しでも反応して、それを「認めた」と受け止められることを不安に思い、取調べ中は一切身体を動かさないようにしたそうです。これは、被疑者から話を聞くまで、私には欠けていた視点でした。そこまで徹底する必要があるかはともかく、少なくとも、『取調べの全てが記録に残る』ということは、捜査機関側だけでなく、被疑者にも強いプレッシャーを与えるのだという視点を持つことの重要性を感じました。弁護人は、被疑者が抱える不安やプレッシャーを想定した上で、事前に練習をしたり、毎日の接見を通して励ましたりしなければならぬからです。

5 おわりに

私は、今回の事件を通して、録音・録画を前提とした弁護活動の重要性を痛感しました。今回の経験を踏まえて、今後の弁護活動に生かしていきたいと思えます。